

マイナ免許証のみを所有する方の便利な制度

● 住所変更等がワンストップ！

- ◆ 氏名、住所又は生年月日の変更は、自治体に届け出るだけで完了します。
- ◆ 警察での記載事項の変更手続きが不要になります。



市町村に
行くだけ！

⑨ 住所変更ワンストップサービス等の利用に同意した項目のみ警察での変更手続きが不要になります。

1 利用同意手续を行う！

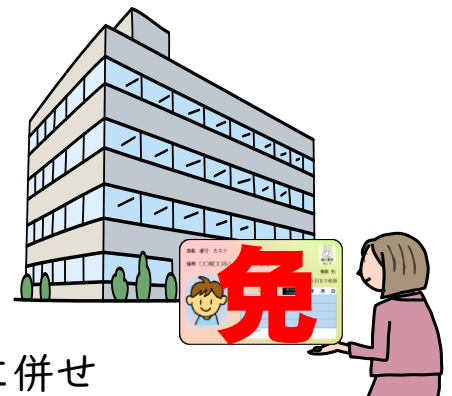
手 続 に 必 要 な も の

- マイナ免許証
- 署名用電子証明書のパスワード（6～16桁の英数字）

署名用電子証明書のパスワードについて

- 6～16桁の英数字です。
- 連続で5回間違えるとロックされ、申請ができません。
- ロックされた場合又はパスワードを忘れた場合は、住所地の市町村窓口又はコンビニエンスストアなどのキオスク端末で解除や再設定の手続きを行う必要があります。
- 署名用電子証明書の有効期限が切れている場合は、申請ができません。

- ① 免許センター、署及び分庁舎（いの警察庁舎を除く。）において、「住所変更ワンストップサービス等利用同意手続」を行います。（マイナンバーカードが有効でないと手続きできません。）



手続は、更新手続時等各種手続に併せて行うことも可能です。

- ② マイナンバーカードの署名用電子証明書の申請に関する同意書等の利用規約に同意します。



- ③ 住所、氏名又は生年月日のうち利用に同意する項目を選択します。
- ④ 署名用電子証明書用のパスワードを入力します。
- ⑤ 正常に処理が終了したら、住所変更ワンストップサービス等利用同意手続きは終了です。

2 利用同意手続きが終わったら！

住所、氏名及び生年月日に変更があれば、市町村等の窓口で

- ① 住民票の記載事項を変更
- ② マイナンバーカードの記載事項の変更
- ③ 署名用電子証明書の発行申請

を行います。



免許情報のうち、住所変更ワンストップサービス等の利用に同意している項目については、警察に届け出ることなく、自動で変更されます。

3 その他

◆ マイナポータルとマイナ免許証の連携手続きがすんでいれば、

- ① 住所変更ワンストップサービス等利用同意手続き
- ② 本籍のオンライン変更手続き

をマイナポータルで行うことが可能です。

マイナポータル
でできます

住所変更ワンストップ
サービス等利用同意手続き

本籍の
オンライン変更手続き

